Atsumi & Sakai Newsletter
JAPAN
NEW YORK
LONDON
FRANKFURT
BRUSSELS
HO CHI MINH

2026 年 11 月 4 日
No. EID_005

通商摩擦下の国際売買契約
――米中双方の規制が契約条項に及ぼす作用

関税分担・制裁遵守・還付精算・不可抗力の四つの条項を手掛かりに

執筆者：弁護士 落合孝文／弁護士 大門由佳／中華人民共和国弁護士* 徐楊
※但し、外国法事務弁護士の登録はありません。

本稿は 2026 年 11 月 4 日現在の情報に基づいています。米中双方の措置については、停止期間の延長、内容の修正その他の変更が行われる可能性がありますので、実際の取引判断にあたっては最新の法令および当局の公表資料をご確認ください。

本稿は、対米輸出および中国に関係するサプライチェーンを有する日本企業の法務部門・輸出管理部門を主な読者として想定しています。規制の内容そのものは既刊（前編・後編）に譲り、本稿では契約条項の設計に絞って検討します。なお、本稿は条項の設計上の要点を示すものであり、具体的な契約については個別にご相談ください。

本稿の構成

1　はじめに
2　条項から見る通商規制――本稿の視座
3　関税分担・価格調整条項
4　制裁遵守条項
5　関税の事後変動と還付
6　不可抗力・履行停止条項
7　条項設計の要点
8　おわりに

本稿の要点

- 関税の引上げや制裁の発動に直面した当事者が最初に確認するのは、既存の契約の不可抗力条項ではないでしょうか。しかし、関税によって輸出入が不可能になるわけではなく、費用の増

©Atsumi & Sakai 2026

加を通じて契約の経済的な均衡を一方に傾けるにすぎません。制裁は、履行そのものを禁止し、または決済や運送を妨げることがあるほか、一方の法令に従えば他方の法令に反するという状態を生じさせることもあります。いずれについても、不可抗力条項による救済が認められるかは、条項の文言と適用される法により異なります。また、一方の法域で免責が認められても、他方の法域における責任まで解消されるとは限りません。一般的な不可抗力条項や各法域の任意規定に委ねるだけでは、費用と履行のリスクを予測可能な形で配分することは難しく、明示の条項で具体化しておくことが重要です。

- アンチダンピング税の対象品目（同一貨物が相殺関税命令の対象でもある場合には相殺関税を含みます）について、輸出者・生産者が輸入者に代わって直接支払い、または輸入者に補填した額は、米国商務省の手続において輸出価格の算定上控除され、補填に関する合意または了解は輸入者が CBP に対して証明すべき事項に含まれます。条項の内容と実際の運用によっては、税額の増加等の不利益が生じ得ます。関税の種類ごとに条項を書き分ける必要があります。

- 外国法を準拠法とする制裁遵守条項を設けても、中国の裁判所では機能しないことがあります。上海海事法院は 2026 年 2 月の判決において、反外国制裁法 12 条を強制性規定として、当事者の準拠法合意にかかわらず直接適用しました。条項設計の課題は、「どちらの法令に従うか」を定めることにとどまらず、「従えなかった側の損失をどう分担するか」を定めることに及びます。もっとも、損失の分担や補償の合意についても、適用される強制性規定や公序との関係で有効性と執行可能性を検討する必要があり、契約によって法令間の抵触そのものを解消できるわけではありません。

- 関税の法的根拠が事後に覆り得る状況では、還付金の帰属と精算の手続を定めておくとともに、解除以外の出口として、履行・支払の一時停止や代替調達の期間を設けておく必要があります。

1. はじめに

先般公表した「米国 Affiliates Rule と中国の輸出管理措置の停止期間終了に向けた実務対応」【前編】（EID_001）では、米国の Affiliates Rule と中国の輸出管理措置に係る二つの停止措置が 2026 年 11 月に期限を迎えることを踏まえ、現に適用されている措置と停止中の措置を区分したうえで、米国側では取引先の所有構造に関する情報が、中国側では製品・技術の来歴と最終需要者・最終用途に関する情報が、それぞれ準備の重心となることを述べました。同【後編】（EID_003）では、これらの情報基盤を質問票、契約、取引審査および社内の意思決定にどのよ

©Atsumi & Sakai 2026

うに落とし込むかを検討しました。

本稿では、そのうち契約面を取り上げます。後編では、締結時点の表明保証にとどまらず継続的な通知義務と履行保留の権利を確保することの重要性を指摘しましたが、契約条項そのものが米中双方の規制からどのような制約を受けるかについては立ち入りませんでした。以下では、関税分担・価格調整条項、制裁遵守条項、還付・精算条項、不可抗力・履行停止条項の四つを取り上げ、それぞれについて、米国側の規制と中国側の規制が条項の効力や設計にどのように作用するかを検討します。

規制の内容そのものは既刊に譲り、本稿では重複を避けます。また、関税や不可抗力に関する一般論は、すでに多くの解説が公表されていますので、本稿はそれらと重なる部分を省き、米中双方の規制が同一の条項に同時に作用するという構造に焦点を当てます。

11 月に順次到来する各措置の停止期限および再適用日との関係について、一言しておきます。期限は措置ごとに異なり、米国の Affiliates Rule は 2026 年 11 月 9 日までの停止（同月 10 日から復活）、中国の商務部・海関総署公告 2025 年第 70 号は同月 10 日まで、商務部公告 2025 年第 72 号は同月 27 日までの停止です。2026 年 9 月 23 日から 25 日までの中国国家主席の米国訪問に際し、9 月 24 日に米中首脳会談が行われました。これに先立って 9 月 20 日にニューヨークで経貿協議が行われ、さらに 9 月 23 日にはワシントンで両国の経貿協議責任者が再度会談しました。その後、米国財務長官は、同年 11 月に期限を迎える米中間の停止措置を 2 か月延長し、2027 年 1 月 10 日までとする旨を表明したと報じられています。中国商務部も 9 月 28 日、第 8 回経貿協議の成果に関する解説において、双方がクアラルンプール経貿協議の共同取決めを 2027 年 1 月 10 日まで延期することを前提に、引き続き協議を行うことに同意した旨を明らかにしました。もっとも、こうした延長に関する内容は、米国大統領府が 9 月 25 日に公表した首脳会談の成果に関するファクトシートには記載されていません[1]。

[1] 米国財務長官の 2026 年 9 月 23 日の発言（同日のワシントンにおける中国側責任者との会談後）として、Reuters、CNBC 等が報じたもの。中国商務部「商务部美大司负责人解读第八轮中美经贸磋商成果」（2026 年 9 月 28 日）第 8 項は、2025 年 10 月のクアラルンプール経貿協議の共同取決めにより双方の一部の関税・非関税措置の実施が 2026 年 11 月 10 日まで停止されていたことを述べたうえで、今回の協議において、双方が同取決めを 2027 年 1 月 10 日まで延期することを前提に、引き続きこの事項を積極的に検討し、双方が受け入れ可能な解決を目指すことで一致した旨を記載している。他方、米国大統領府「Fact Sheet: President Donald J. Trump Advances a Fair and Reciprocal Relationship with China While Hosting Historic State Visit」（2026 年 9 月 25 日）は、貿易理事会・投資理事会の稼働、非機微品目に対する関税上の待遇に関する勧告の合意、レアアース等の供給に関する協議の継続等を記載する一方、停止措置の延長には言及していない。中国商務部の同解説の該当部分は「本次经贸磋商中，中美双方同意在将吉隆坡经贸磋商联合安排延期至 2027 年 1 月 10 日的基础上，继续积极探讨这一事项」であり、特定の公告を挙げるものではない。

©Atsumi & Sakai 2026

さらに重要なのは、Affiliates Rule の停止が連邦官報に掲載された規則によって行われており、同規則が停止期間を 2026 年 11 月 9 日までと定め、同月 10 日をもって Affiliates Rule に基づく許可要件等が輸出管理規則に復活する旨を明記している点です。本稿の執筆時点において、この期限を変更する BIS の措置も、中国側の公告 70 号の停止期間を変更する公告も確認できていません[2]。米中双方の当局が同じ日付に言及していながら、規則上の期日はなお動いていないことになります。前編で述べたとおり、政治的な合意と各規則の効力の発生・停止とは区別して見る必要があり、今回の延長に向けた動きは、その区別が実務上重要であることを示す一例といえます。取引先スクリーニングの実務においては、BIS および商務部の新たな措置を確認するまで、11 月 10 日を前提として準備を進めることが適当と考えられます。いずれにせよ、本稿で述べる条項設計の必要性は、延長、修正、適用の開始または再開のいずれが生じた場合にも変わりません。関税の法的根拠が短期間で入れ替わり、制裁の対象と範囲が変動し続ける状況そのものが、条項の見直しを必要としているためです。

2. 条項から見る通商規制――本稿の視座

(1) 関税は履行不能ではなく費用の問題であること

不可抗力条項の適用が争われる典型的な場面は、天災、戦争、政府の禁輸措置など、履行そのものが物理的または法的に不能となる事態です。これに対し、関税が賦課され、または引き上げられても、物品の輸出入そのものは可能であり、履行が不能になるわけではありません。変わるのは費用であり、その結果として契約の経済的な均衡が一方に傾くにとどまります。

この性質から、二つの帰結が導かれます。第一に、履行不能を前提とする一般的な不可抗力条項では、関税の変動に対する手当てとしては不十分です。第二に、条項がない場合に法律上の救済（事情変更、ハードシップ、frustration 等）が得られるかどうかは準拠法によって大きく異なり、多くの法域で容易ではありません（6 で述べます）。したがって、関税・制裁のリスクは、一般的な不可抗力条項や各法域の任意規定に委ねるのではなく、明示の条項によって具体化しておくことが

[2] One Year Suspension of Expansion of End-User Controls for Affiliates of Certain Listed Entities, 90 FR 50857（2025 年 11 月 12 日）。同規則は、Affiliates Rule による EAR 改正の停止期間を 2025 年 11 月 10 日から 2026 年 11 月 9 日までとし、停止された改正を 2026 年 11 月 10 日発効で再び EAR に編入する旨を定める（前編注 1 参照）。連邦官報上、2026 年 11 月 4 日までに確認した範囲では、この期限を変更する後続の規則は見当たらない。なお、停止措置の期限は措置ごとに異なる。例えば、商務部公告 2024 年第 46 号第二款（同号自体の表示は「二、」。ガリウム・ゲルマニウム・アンチモン・超硬材料に関連する両用物項の対米輸出を原則として許可せず、黒鉛の両用物項については最終需要者および最終用途の審査をより厳格に実施する旨を定める）の実施の停止期限は、2026 年 11 月 27 日である（商務部公告 2025 年第 72 号、2025 年 11 月 9 日）。

©Atsumi & Sakai 2026

重要になります。

制裁についても、構造は類似しています。制裁措置は特定の取引を法的に禁止する点で、関税よりも履行不能に近い性質を持ちます。もっとも、実際に問題となるのは、通常、一方の法域では取引が禁止され、他方の法域では履行が求められるという状態です。契約当事者から見れば、一方の法令による履行の禁止と、他方の法域における履行義務および不履行に伴う責任とが併存する状態です。この状態について不可抗力条項による救済が認められるかは、条項の文言と適用される法により異なり、一方の法域で免責が認められても、他方の法域における責任まで解消されるとは限りません。

(2) 法域別ではなく条項別に見る理由

通商規制の解説は、米国法、中国法、EU 法というように法域別に整理されることが多く、それ自体は規制の内容を理解するうえで有用です。しかし、契約実務においては、一つの条項に複数の法域の規制が同時に作用します。関税分担条項には米国のアンチダンピング税・相殺関税に係る規制が作用し、制裁遵守条項には米国の制裁法令と中国の反外国制裁法が同時に作用します。法域別の整理では、この同時性が見えにくくなります。

本稿では、条項を軸に据え、各条項について米国側と中国側の制約を並べて検討します。図表 1 はその見取り図です。

【図表 1　同一の条項に対する米国側・中国側の制約】

条項	米国側の制約	中国側の制約	本稿
関税分担・価格調整条項	アンチダンピング税・相殺関税の補填に関する規制（19 CFR §351.402(f)）	民法典 533 条（情勢変更）の適用排除合意は無効。ただし契約上のリスク配分は予見可能性・商業リスクの判断要素となり得る	3、6
制裁遵守条項	輸出管理・制裁法令の遵守義務	反外国制裁法 12 条（上海海事法院判決では強制性規定として準拠法合意にかかわらず直接適用）	4
還付・精算条項	関税の法的根拠が事後に覆り得ること	——	5
不可抗力・履行停止条項	輸出許可の不発給・遅延	輸出許可の不発給・遅延、約款（格式条款）の提示・説明義務（民法典 496 条）	6
準拠法条項	——	強制性規定が直接適用される場合には準拠法合意によって排除できないこと	4

©Atsumi & Sakai 2026

3. 関税分担・価格調整条項

(1) 現状の起案実務

低関税の時代が長く続いたため、多くの国際売買契約において、関税は「duties, taxes and other charges」といった一般語に含まれるものとして扱われてきました。インコタームズは当事者間で輸入通関の手続と関税等の費用負担を配分しますが、こうした一般語がアンチダンピング税や相殺関税を含むのか、契約の経済的均衡を実質的に変えるほどの規模の関税の変動を想定していたのかは、多くの契約で不明確です。関税の変動が現実の問題となった今日、この一般語に委ねたままでよいかが問われています。

(2) アンチダンピング税・相殺関税の補填に関する規制

関税分担条項を検討する際に最初に確認すべきは、米国のアンチダンピング税（AD）・相殺関税（CVD）に関する補填規制です。

米国商務省の規則は、輸出者または生産者がアンチダンピング税または相殺関税を輸入者に代わって直接支払い、または輸入者に補填した場合、輸出価格（または構成輸出価格）の算定において当該金額を控除すると定めています[3]。ダンピング・マージンは輸出価格と正常価額との差から算定されますので、輸出価格からの控除はマージンの拡大、すなわち賦課される税額の増加につながります。

あわせて、輸入者は、アンチダンピング手続の対象となる輸入申告について、清算前に、製造者、生産者、販売者または輸出者から補填を受け、またはその合意もしくは了解をしたか否かを、CBP（税関・国境取締局）に対して証明しなければなりません[4]。証明書が提出されない場合、商務省は輸出者または生産者が補填したものと推定することができます[5]。連邦官報に掲載される各行政レビューの通知では、この証明書提出義務について注意喚起するとともに、提出されない場合には補填の推定とアンチダンピング税の倍額の賦課につながり得る旨が定型的に記載されていることか

[3] 19 CFR §351.402(f)(1)(i)。輸出者または生産者が、(A)輸入者に代わって直接支払い、または(B)輸入者に補填したアンチダンピング税・相殺関税の額を、輸出価格または構成輸出価格の算定において控除する旨を定める。

[4] 19 CFR §351.402(f)(2)(i)。輸入者は、清算前に、当該輸入に係るアンチダンピング税・相殺関税の全部または一部について、製造者、生産者、販売者または輸出者から補填を受け、または支払もしくは補填の合意もしくは了解をしたか否かを証明しなければならない。証明書は電子的にまたは書面で提出することができ（同(f)(2)(ii)）、清算前に提出されなかった場合には、別段の指示がない限り、CBP は 19 U.S.C. §1514 に基づく異議申立て（protest）の手続に従って証明書を受理することができる（同(f)(2)(iii)）。証明書は、当該手続において最初に清算停止を生じさせた連邦官報公示の日以後に輸入された貨物について必要となる（同(f)(2)(iv)）。

[5] 19 CFR §351.402(f)(3)。

©Atsumi & Sakai 2026

らも[6]、規則が現に運用されていることが分かります。実務上「倍額賦課」と呼ばれるのは、補填があったと認定され、または推定された場合に、清算の段階で生じるこの効果です。例えば日本産の炭素鋼・合金鋼厚板には 2017 年からアンチダンピング税命令が出されており[7]、この規制は対米輸出を行う日本企業にとっても身近な問題です。

なお、規則の文言はアンチダンピング税と相殺関税の双方の補填を対象としています。相殺関税について、商務省は、少なくとも同一貨物がアンチダンピング税・相殺関税双方の命令の対象となる場合には、補填された相殺関税をアンチダンピング税の算定上の価格調整として扱うことを明らかにしています[8]。したがって、アンチダンピング税についてはアンチダンピング手続の対象となる輸入申告に規制が及び、相殺関税については、少なくとも同一貨物がアンチダンピング税・相殺関税双方の命令の対象となる場合に、アンチダンピング税の算定上問題となります。以下で「AD/CVD」というときも、この意味で用います。

また、規則は、アンチダンピング調査の開始前に輸出者等が輸入者に対して付与した、アンチダンピング税・相殺関税が適用されない旨の保証（warranty of nonapplicability）については、一定の要件のもとで控除の対象としない例外を置いています[9]。もっとも、この例外は調査開始前に付

[6] 例えば、Certain Carbon and Alloy Steel Cut-To-Length Plate From Italy: Preliminary Results and Rescission, in Part, of Antidumping Duty Administrative Review; 2024–2025, 91 FR 50803（2026 年 8 月 6 日）。同通知の「Notification to Importers」の項は、19 CFR §351.402(f)に基づく証明書提出義務について注意喚起し、これを怠った場合には商務省が補填の推定を行い、その結果アンチダンピング税が倍額で賦課され得る旨を記載している。同様の記載は各行政レビューの通知に定型的に置かれている。

[7] Certain Carbon and Alloy Steel Cut-To-Length Plate from Austria, Belgium, France, the Federal Republic of Germany, Italy, Japan, the Republic of Korea, and Taiwan: Amended Final Affirmative Antidumping Determinations for France, the Federal Republic of Germany, the Republic of Korea, and Taiwan, and Antidumping Duty Orders, 82 FR 24096（2017 年 5 月 25 日）。日本産の炭素鋼・合金鋼厚板を含む。同命令は、商務省による迅速サンセットレビュー（87 FR 17066、2022 年 3 月 25 日）および米国国際貿易委員会による審査を経て、継続されている（88 FR 8802、2023 年 2 月 10 日）。本稿は個別の命令の内容および対象範囲には立ち入らない。

[8] Antidumping Duties; Countervailing Duties, Final Rule, 62 FR 27296, 27355（1997 年 5 月 19 日）。商務省は同規則の説明において、輸入貨物がアンチダンピング税と相殺関税の双方の命令の対象となる場合に相殺関税の補填を規則の対象に含め、これをアンチダンピング税の算定上の価格調整として扱う旨を述べている。商務省は、最終規則においてもこの控除を維持する旨を同頁で明記している。CBP の AD/CVD に関する FAQ も、償還に関する証明書の提出が相殺関税について求められるのは、アンチダンピング税命令の対象である同一の貨物に相殺関税命令も存在する場合である旨を記載している。

[9] 19 CFR §351.402(f)(1)(ii)。アンチダンピング調査の開始前に付与された保証であって、(A)当該貨物に適用される命令の公示前に販売され、かつ(B)最終のアンチダンピング決定の公示前に輸出された対象貨物に係るものについて、控除を行わない旨を定める。なお、同(f)(1)(iii)は、補填額の控除は原則として輸出価格の算定において一度に限り行う旨を定める。

©Atsumi & Sakai 2026

与された保証に限られており、命令発出後に継続的な補填を約する条項には及びません。

(3) 「違法」ではないこと

ここで注意を要するのは、この規制が関税分担条項を違法とし、または私法上の効力を否定するものではないという点です。規制が作用するのは、輸出価格の算定における控除、証明書不提出による推定という、商務省および CBP の行政手続の局面です。また、規制の対象となるのは関税分担条項一般ではなく、輸出者または生産者が AD/CVD を輸入者に代わって支払い、または輸入者に補填する場合です。輸入者が自ら AD/CVD を負担する定めについては、この規制上の問題は生じません。したがって、正確には「アンチダンピング手続の対象品目について、輸出者・生産者がアンチダンピング税（および同一貨物がアンチダンピング税・相殺関税双方の命令の対象となる場合の相殺関税）を輸入者に代わって直接支払い、または輸入者に補填した額は輸出価格の算定上控除され、補填に関する合意または了解は輸入者の証明事項に含まれるため、条項の内容と実際の運用によっては、米国の貿易救済手続において不利益が生じ得る」と表現すべきものです。この不利益は、契約上の債務の履行を妨げるものではありませんが、輸出者にとっては将来の税額に直結する実質的なものです。

(4) 関税の種類ごとの相違

補填規制はアンチダンピング税・相殺関税に固有のものであり、通商拡大法 232 条、通商法 301 条等に基づく関税は、この規制の直接の対象ではありません。したがって、関税分担条項は、関税の種類ごとに書き分ける必要があります。

【図表 2　関税の種類別に見た条項設計上の留意点】

関税の類型	分担・補填条項	生じ得る効果	条項上の手当て
アンチダンピング税（同一貨物が AD・CVD 双方の命令の対象となる場合の相殺関税を含む）	輸出者・生産者による負担・補填の対象から原則として除外する	輸出価格算定における控除、証明書不提出による補填の推定、アンチダンピング税の倍額賦課	輸出者・生産者が負担・補填しない旨を明示する
通商拡大法 232 条に基づく関税	§351.402(f)の補填規制の直接の対象外	——	分担・調整の対象として列挙する
通商法 301 条に基づく関税	§351.402(f)の補填規制の直接の対象外	——	分担・調整の対象として列挙する
IEEPA に基づく関税	該当なし（IEEPA に基づく関税は現に賦課されていない）	還付の帰属が問題となる	5 の還付・精算条項で扱う

©Atsumi & Sakai 2026

(5) 条項設計への帰結

以上から、関税分担・価格調整条項については、次の三点が設計上の要点になります。

第一に、対象とする関税の種類を列挙し、アンチダンピング税（および同一貨物がアンチダンピング税・相殺関税双方の命令の対象となる場合の相殺関税）については輸出者・生産者が負担・補填する対象から明示的に除外することです。「duties, taxes」という一般語に委ねると、AD/CVDを含む解釈の余地が残り、上記(2)の不利益を招くおそれがあります。

第二に、発動の閾値を数値で定めることです。「重大な影響」「著しい変動」といった評価語に委ねると、発動するかどうかをめぐって紛争が生じます。契約金額に対する関税負担の比率など、当事者が検証できる指標を用いることが望ましいと考えられます。あわせて、比較の基準となる時点と基準値（例えば、契約締結日や見積日の時点で適用されていた関税の種類と率）を特定しておかなければ、閾値を超えたかどうか自体が争いとなります。

第三に、発動後の効果を特定することです。価格調整、再交渉、履行の一時停止、解除のいずれを効果とするのか、価格調整の場合には調整額をどのように決めるのか（当事者間の協議で合意に至らない場合に第三者専門家の決定に委ねるのか、仲裁に委ねるのか）まで定めておかなければ、条項は発動の入口で止まります。

4. 制裁遵守条項

(1) 事案

制裁遵守条項の限界を示す事例として、上海海事法院が 2026 年 2 月 10 日に言い渡した判決を取り上げます[10]。同判決は、最高人民法院が 2026 年 6 月に公表した「2025 年全国海事審判典型案例」の一つに選定されています[11]。

事案の概要は次のとおりです。2022 年 10 月、香港の企業（荷送人）が、シンガポールの船社（運送人）との間で、上海港からパナマのマンサニヨ港まで、監視カメラ等の電子製品を運送する

[10] 上海海事法院（2023）沪 72 民初 1936 号民事判決（2026 年 2 月 10 日）。中国裁判文書網に 2026 年 7 月 13 日に掲載された公開版による。公開版では、当事者 3 社の名称および代表者の氏名は「某甲公司」「某乙公司」「某丙公司」等と匿名化され、所在地は国・地域または市・区の範囲で記載されている。本稿における事案の記述は公開版判決文に基づく。

[11] 最高人民法院「最高人民法院发布 2025 年全国海事审判典型案例」（2026 年 6 月 24 日）案例六「香港某公司等诉新加坡某船务公司、某船务（中国）公司海上货物运输合同纠纷案」。上海海事法院ウェブサイトの典型案例の頁にも同旨の掲載がある（2026 年 6 月 26 日）。

©Atsumi & Sakai 2026

契約を締結しました。運送人は貨物を受領し船積みを行った後、中国企業に対する米国の制裁・輸出管理措置との関係で当該運送に制裁リスクがあることなどを理由として、船荷証券の発行を拒否しました。荷送人の申立てに基づく海事強制令により船荷証券は発行されましたが、運送人は、貨物が目的港に到着した後もその引渡しを拒み、目的港到着から 7 か月余りを経て、荷送人の明示的な反対にもかかわらず貨物を上海港へ返送しました。荷送人は運送人に対し、貨物代金相当額の損害賠償を求めて提訴し、運送人は、貨物の返送に伴う費用等の支払を求めて反訴しました。

(2) 判断

裁判所は、運送人の行為が根本的な違約にあたるとして、貨物代金相当額 499 万元余およびその利息の賠償を命じ、運送人の反訴を棄却しました。いずれの当事者も控訴せず、一審判決が確定しています[12]。判決の法律構成のうち、契約条項の設計に関わる部分は次の四点です。

第一に、準拠法です。運送人は、船荷証券裏面の準拠法条項に基づきシンガポール法の適用を主張しました。裁判所は、まず、この準拠法条項についても、運送人が荷送人に対して提示・説明の義務を履行したことを立証していないとして、契約の内容とならないとしました。そのうえで、運送人の主張は反外国制裁法の適用を回避する意図によるものであると特に指摘し、渉外民事関係法律適用法 4 条により、中国法に渉外民事関係に関する強制性規定（当事者が準拠法を選択しても適用を排除できない規定）がある場合には当該規定が直接適用されるとし、当事者間に準拠法の合意があるか、または船荷証券裏面の準拠法条項が成立しているかにかかわらず、反外国制裁法が本件に直接適用されると判断しました[13]。

第二に、反外国制裁法 12 条 1 項です。同項は、いかなる組織および個人も、外国が中国の公民・組織に対して講じる差別的制限措置を執行し、またはその執行に協力してはならないと定めています[14]。裁判所は、運送人が、外国が中国企業に対して講じる差別的制限措置に巻き込まれることを懸念して運送義務の履行を拒んだ行為は同項に違反するものであり、違約責任の免除または軽減の正当な事由とはならないと判断しました。あわせて裁判所は、運送人が提出した自社グループの制裁リスク管理・コンプライアンス方針については運送人の内部文書にすぎないとし、運送人が制裁

12 前掲注 11 の公表資料は、「裁判結果」の末尾に、判決言渡し後いずれの当事者も控訴せず一審判決が確定した旨を明記している。

13 判決は、運送人が船荷証券裏面条項に基づくシンガポール法の適用を主張し続けたのは反外国制裁法の本件への適用を回避する意図によるものであると特に指摘したうえで、渉外民事関係法律適用法 4 条（「中华人民共和国法律对涉外民事关系有强制性规定的，直接适用该强制性规定」）に基づき、当事者間に準拠法の合意が成立しているか否か、船荷証券裏面の準拠法条項が成立しているか否かにかかわらず、反外国制裁法が直接適用されると判示している。

14 中華人民共和国反外国制裁法（2021 年 6 月 10 日公布・施行）12 条 1 項「任何组织和个人均不得执行或者协助执行外国国家对我国公民、组织采取的歧视性限制措施。」

©Atsumi & Sakai 2026

リスクの根拠として提出した、中国企業が米国のリストに掲載されていることを示す証拠については外国が中国企業に対して講じる差別的制限措置に関するものであるとして、いずれも違約責任の免除・軽減を裏付けるものとは認めませんでした[15]。

第三に、約款の効力です。運送人は、船荷証券裏面の条項（運送に障害またはリスクが生じ得る場合に運送人が自らの判断で運送を放棄し、任意の場所で貨物を荷送人の処分に委ねることができる旨の定め）を援用しました。裁判所は、当該条項は運送人が一方的に用意した約款（格式条款）であり、運送人の責任を免除・軽減する内容を含む、荷送人に重大な利害関係のある条項であるところ、運送人は当該条項について荷送人に対し提示または説明の義務を履行したことを立証していないため、民法典 496 条により荷送人は当該条項が契約の内容とならないことを主張できると判断しました[16]。

第四に、減損義務です。運送人は、荷送人が返送された貨物を上海港で引き取らなかったことが損害拡大の防止義務（民法典 591 条 1 項）に反すると主張しました。裁判所は、荷送人には契約上、目的港ではない上海港で貨物を引き取る義務はなく、また、再運送を行った場合の遅延の程度、対象貨物（特定地域向けに設計された電子製品）の技術的陳腐化と価値の減少、輸入税等を含む引取り・処分の費用が残存価値に近づく可能性等を考慮すると、荷送人が積極的な処分を行わなかったことも損害拡大防止の観点から合理的な対応であり、減損義務違反にはあたらないと判断しました[17]。

[15] 判決は、運送人が提出した証拠のうち、グループの制裁リスク管理・コンプライアンス方針（証拠 2）については、運送人の内部文書であり、これをもって違約責任を軽減または免除する根拠とすることはできず、本件の責任認定との関連性を欠くとし、特定の中国企業が米国の非 SDN 中国軍事複合体企業リスト（2021 年 8 月 2 日以降）およびエンティティ・リスト（2019 年 10 月 9 日以降）に掲載されていることを示す証拠（証拠 3）については、外国が中国企業に対して講じた差別的制限措置に関するものであるとして、いずれも違約責任の免除・軽減を裏付けるものとは認めていない。なお、非 SDN 中国軍事複合体企業リストへの掲載それ自体の効果について、OFAC の FAQ905 は、大統領令 13959 号（改正後）の禁止は同リストに掲載された法人の公開有価証券の一定の購入または売却に関するものであり、これと無関係な物品・役務の購入または売却を禁止するものではない旨を明らかにしている。エンティティ・リストについても、EAR の対象品目および個別の許可要件との関係で検討を要する。

[16] 民法典 496 条は、格式条款（当事者が反復使用のために事前に作成し、契約締結時に相手方と協議していない条項）を用いて契約を締結する場合、提供者は公平の原則に従って当事者間の権利義務を定め、合理的な方法により、自らの責任を免除または軽減する等、相手方に重大な利害関係のある条項について相手方に注意を促し、相手方の要求に応じて説明しなければならず、提供者がこれを怠り相手方が重大な利害関係のある条項に注意を払わず、または理解しなかった場合、相手方は当該条項が契約の内容とならないことを主張することができると定める。

[17] 判決は、民法典 591 条 1 項に基づく減損措置の「適切」性は、違約後の具体的状況に照らし、一般的な合理的商業主体を基準として、措置の合理性、実行可能性および費用対効果を考慮して判断すべきものとし、本件については、再運送を行った場合には当初の計画から 9 か月以上遅延し国際貿易における合理的な引渡期限を大きく超えること、貨物

©Atsumi & Sakai 2026

(3) 射程の限定

本判決は運送契約に関するものであり、その判断が売買契約に直ちに及ぶものではありません。もっとも、反外国制裁法 12 条 1 項の文言は「いかなる組織および個人も」と定め、履行を拒む主体や契約の類型を限定していません。したがって、売買・供給の局面において、当事者が外国の制裁を理由に中国の企業への納入や代金支払を拒んだ場合にも、中国の裁判所で審理される限り同様の判断が及び得ると考えられます。**ただし、この点は判決が直接判断したものではなく、条文の文言から導かれる筆者らの推論です。**

なお、同条 2 項は、同条 1 項に違反して中国の公民・組織の合法的な権益を侵害した者に対し、当該公民・組織が人民法院に提訴し、侵害の停止と損害賠償を請求することができると定めています[18]。契約関係がない場合でも、不法行為責任を問われ得ます。

(4) 準拠法条項の限界

準拠法と紛争解決の法域をそろえるという一般的な考え方は、それ自体としては有用です。しかし、本判決は、中国の裁判所が履行拒否を反外国制裁法 12 条 1 項に違反する行為と認定する場合には、外国法を準拠法として選択したことのみでは、その不履行を正当化できないことを示しています。本件で問題となったのはシンガポール法の選択でしたが、渉外民事関係法律適用法 4 条による強制性規定の直接適用という論理は、特定の外国法に固有のものではありません。

本判決は、外国の制裁・輸出管理措置に関するリスクを理由とする履行の拒否が、中国法上の違約責任を免れる根拠とは認められなかった例です。判決は、本件の運送が米国法上実際に禁止されていたかについては判断していません。もっとも、米国の制裁・輸出管理法令の遵守のために設けた条項に基づく行為は、それが米国法上求められる場合であっても、中国の裁判所では 12 条 1 項との関係で評価されることになります。

米中双方の法令遵守の板挟みが生じる場面は、現に拡大しつつあります。米国財務省は 2026 年 8

が特定地域向けに設計された電子製品であり技術更新が速く、返送後 1 年の時点での見積額が原価の約 10%にとどまること、返送された貨物は保税区域内にあり輸入通関には高額の輸入税等を要し処分費用が残存価値に近づき得ることなどを考慮している。

18 反外国制裁法 12 条 2 項「组织和个人违反前款规定，侵害我国公民、组织合法权益的，我国公民、组织可以依法向人民法院提起诉讼，要求其停止侵害、赔偿损失。」同項に基づく不法行為訴訟の例として、南京海事法院（2024）苏 72 民初 2157 号民事調解書（2024 年 11 月 19 日）に係る事案がある。中国の海洋工程会社が、外国の制裁を理由に欧州の船用設備会社から残代金の支払を停止されたとして提訴し、調停により終結したものとされる。同事案は人民法院案例庫に収録されている（入庫番号 2025-10-6-504-001）ほか、南京海事法院が江蘇省の 2025 年度典型案例の一つとして公表している（2026 年 1 月 28 日）。調解書の全文は公開されておらず、本稿の記述は裁判所の公表資料に基づく。

©Atsumi & Sakai 2026

月 24 日、対イラン制裁の一環として大統領令 13902 号に基づく分野指定の対象に航空、デジタル資産、金、海運および技術の 5 分野を追加しました[19]。その後、2026 年 10 月 1 日には自動車・鉄道の 2 分野も追加されています。大統領令 13902 号は、認定の要件として米国人（U.S. persons）の関与、米国原産の物品・役務または米ドル建て決済を定めておらず、米国との接点を持たない者も認定の対象となり得ます。中国企業が米国の措置の対象となった場合に、当該企業との取引を停止すること等が 12 条 1 項にいう差別的制限措置の「執行または執行への協力」にあたると評価されるのであれば、中国に拠点を有する日本企業にとって、米国の二次制裁に従うことが中国法上問題となる場面は、従来より広がり得ます。

(5) 条項設計への帰結

以上から、制裁遵守条項については、次の点が設計上の要点になると考えられます。

第一に、条項設計の対象を広げることです。制裁遵守条項の設計は、従来、どの法域の制裁法令を遵守の対象とするか、すなわち「どちらの法令に従うか」を定める作業として理解されてきました。本判決を踏まえると、いずれかの法令に従えば他方の法令に反する状況において、「従えなかった側に生じる損失を当事者間でどう分担するか」を定めることも、条項の重要な機能になります。遵守義務を定めるだけでは、その条項に基づく履行拒否が他方の法域で認められない場合に、損失の帰属を定める手がかりが残りません。もっとも、損失の分担や補償の合意も、適用される強制性規定や公序との関係で、その有効性と執行可能性を別途検討する必要があります[20]。

第二に、内部方針だけに依拠しないことです。本判決において、運送人のグループの制裁リスク管理方針は、それ自体としては違約責任の免除・軽減の根拠として認められませんでした。判決の射程は本件の運送契約にとどまりますが、自社のコンプライアンス方針だけで履行拒否を正当化する

[19] 米国財務省プレスリリース（2026 年 8 月 24 日）および大統領令 13902 号 1 条(a)(i)に基づく分野指定（Publication of a Determination Issued Pursuant to Executive Order 13902、91 FR 55265、2026 年 8 月 27 日掲載）。同大統領令が当初対象とした建設・鉱業・製造・繊維の各分野およびその後追加された金融、石油・石油化学の各分野と合わせ、指定された分野は 12 分野となる。さらに、自動車・鉄道の 2 分野が 2026 年 10 月 1 日発効で追加された（91 FR 64758、同年 10 月 13 日掲載）。いずれも各決定が名称を挙げた分野を数えたものであり、当局が総数として公表しているものではない。本稿は同措置の内容および運用の詳細には立ち入らない。なお、同大統領令に基づく認定の効果は、米国内にあり、または米国人の保有・管理下にある財産の凍結等であり、認定の要件と措置の及ぶ範囲とは区別される。

[20] 中国法が準拠法となる場合、法律・行政法規の強制性規定に違反する民事法律行為は、当該規定が無効を導かないものである場合を除き無効とされ（民法典 153 条 1 項）、公序良俗に反する民事法律行為も無効とされる（同条 2 項）。外国法が準拠法となる場合でも、中国の強制性規定は直接適用され（渉外民事関係法律適用法 4 条）、外国法の適用が中国の社会公共の利益を損なうときは中国法が適用される（同法 5 条）。これらの規定により、反外国制裁法 12 条 1 項に違反する行為を前提とする損失の補償の合意の効力が否定され得るとする点は、筆者らの推論である。

©Atsumi & Sakai 2026

ことには限界があるため、履行拒否の要件と効果を契約本文において合意しておくことが望ましいと考えられます。もっとも、個別の合意によって反外国制裁法の適用を排除できるわけではありません。

第三に、約款に盛り込む場合の手続に注意することです。本判決は、運送人の一方的な運送放棄を認める船荷証券裏面の条項について、提示・説明義務の履行が立証されていないことを理由に、荷送人が当該条項は契約の内容とならないと主張できると判断しました。本判決では、同じ判断が船荷証券裏面の準拠法条項にも及んでいます。売買契約においても、中国法が準拠法となる場合や中国の裁判所で審理される場合には、一般取引条件や標準約款に盛り込んだ履行停止条項について、民法典 496 条の提示・説明義務が問題となり得ます。標準約款に盛り込むこと自体が妨げられるわけではありませんが、その場合には提示・説明義務を確実に履行し、重要な条項については個別に確認した記録を残しておくことが望ましいと考えられます。

第四に、履行停止後の物品の処理を定めておくことです。本判決では、返送された貨物の処分費用と価値減少が損害の算定において大きな比重を占めました。制裁を理由に履行を停止する条項を設ける場合、停止後の物品の保管、処分、費用負担および残存価値の帰属についても定めておかなければ、停止の是非とは別に、その後の損失の分担が争いとなります。

5. 関税の事後変動と還付

(1) 事実関係

2026 年 2 月 20 日、米国連邦最高裁判所は、国際緊急経済権限法（IEEPA）は大統領に関税を賦課する権限を与えていないと判示しました[21]。この判断は、憲法違反を理由とするものではなく、法律上の授権の欠缺を理由とするものです。同日の大統領令により IEEPA に基づく関税は終了し、CBP は 2026 年 2 月 24 日午前 0 時（東部時間）以降、その徴収を停止しました[22]。その後、

[21] Learning Resources, Inc. v. Trump, 607 U.S. 229 (2026)（No. 24-1287、Trump v. V.O.S. Selections, Inc., No. 25-250 と併合）、2026 年 2 月 20 日判決。判決は、IEEPA の文言が大統領に関税を賦課する権限を付与していないと判断したものであり、憲法上の判断ではない。手続上は、No. 25-250 について連邦巡回区控訴裁判所の判決を維持（affirm）し、No. 24-1287 についてはコロンビア特別区連邦地方裁判所の判決を取り消し、管轄の欠缺を理由に却下するよう差し戻している（IEEPA 関税に関する訴訟は国際貿易裁判所の専属管轄に属するとの判断による）。本稿は判決の各意見の内容には立ち入らない。

[22] 2026 年 2 月 20 日付大統領令「Ending Certain Tariff Actions」および CBP, CSMS #67834313, Ending Collection of International Emergency Economic Powers Act Duties（2026 年 2 月 22 日発出）。同 CSMS は、2026 年 2 月 24 日午前 0 時（東部時間）以後に消費のために輸入申告され、または倉庫から引き取られる貨物につい

©Atsumi & Sakai 2026

米国国際貿易裁判所（CIT）は IEEPA 関税を除いた清算・再清算を命じ、CBP は 2026 年 4 月に還付処理の仕組みを稼働させています。もっとも、清算が確定した輸入申告について訴訟を提起していない輸入者にまで還付を命じることができるかについては、政府が控訴しています[23]。

IEEPA 関税の終了後、日本を含む各国産品に対する追加関税の法的根拠は、通商法 122 条に基づく措置を経て、通商法 301 条に基づく措置へと移行しています[24]。しかも、通商法 122 条に基づく措置についても、CIT は 2026 年 5 月 7 日、大統領布告が同条の要件を満たしていないとして法定権限を超えるものと判断しました。この判断による救済は当該訴訟の原告に限られ、政府の控訴を受けて連邦巡回区控訴裁判所が執行を停止していますが[25]、代替措置についても有効性が争われていることに変わりはありません。本稿は関税政策の当否や判決の評価には立ち入りませんが、

て、IEEPA に基づく関税を徴収しない旨を定める。経済産業省「米国関税対策ワンストップポータル」にも同旨の記載がある。

[23] 2026 年 3 月 4 日の命令は Atmus Filtration, Inc. v. United States, Court No. 26-01259（CIT）において、同年 4 月 17 日の命令は V.O.S. Selections, Inc. v. United States, Court No. 25-00066（CIT）, ECF No. 82 において、それぞれ発出された。前者は IEEPA 関税を除外して未清算の輸入申告を清算し、清算が未確定の輸入申告を再清算するよう CBP に命じたものであり、後者は清算が確定した輸入申告についても再清算を命じる一方、即時の履行を求める限度で命令の効力を停止した。CBP は 2026 年 4 月 20 日、IEEPA 関税の還付処理のための仕組み（Consolidated Administration and Processing of Entries、CAPE）の第 1 段階を稼働させた。その後、CBP は 2026 年 10 月 6 日に第 3 段階を稼働させ、国際貿易裁判所は同月 8 日、2025 年 2 月 1 日から 2026 年 2 月 19 日までの間に対象の関税を納付した記録上の輸入者のうち IEEPA 関税の還付を求める訴訟を別途提起していない者を構成員とするクラスを認証している（Freestyle World, Inc. v. U.S. Customs and Border Protection, Court No. 26-01088、Slip Op. 26-123）。もっとも、クラスの認証は還付を命ずる最終的な判断ではない。政府は、清算が確定した輸入申告について訴訟を提起していない輸入者にまで還付を命じる部分は裁判所の権限を超えるとして、2026 年 6 月 2 日に控訴の通知を提出している（同月 3 日に連邦巡回区控訴裁判所に登録。No. 2026-1895）。本稿は還付の対象範囲および手続の詳細には立ち入らない。

[24] 通商法 122 条に基づく措置（Proclamation 11012, Imposing a Temporary Import Surcharge to Address Fundamental International Payments Problems, 91 FR 9339（2026 年 2 月 25 日））は 2026 年 2 月 24 日午前 0 時 1 分（東部標準時）から同年 7 月 24 日午前 0 時 1 分（東部夏時間）まで適用され、同時刻以降、通商法 301 条に基づく措置（Notice of Actions in Section 301 Investigations of Acts, Policies, and Practices of Various Economies Related to the Failure of Each Economy To Impose and Effectively Enforce a Prohibition on the Importation of Goods Produced With Forced Labor, 91 FR 47318（2026 年 7 月 28 日）。適用開始は同年 7 月 24 日午前 0 時 1 分（東部時間））に移行している。本稿は同措置の税率および対象品目には立ち入らない。

[25] The State of Oregon, et al. v. United States and Burlap and Barrel, Inc., et al. v. United States, Slip Op. 26-47（CIT 2026 年 5 月 7 日）。3 名の裁判官による合議体は 2 対 1 で、Proclamation 11012 が、1974 年の制定当時の通商法 122 条にいう「国際収支の赤字」にあたる事実を特定していないとして同布告を法定権限を超えるものと判断し、原告のうち輸入者としての当事者適格が認められた者について同条に基づく関税の徴収を差し止め、普遍的な差止めは認めなかった。政府は同年 5 月 8 日に連邦巡回区控訴裁判所に控訴し（Nos. 2026-1804, 2026-1805）、同裁判所は同年 6 月 11 日、控訴審係属中の執行停止（stay pending appeal）を認めた。

©Atsumi & Sakai 2026

関税の法的根拠が数か月の単位で入れ替わり、複数の措置についてその有効性が争われ、かつ一度賦課された関税が事後に無効とされ還付の対象となるという事態は、契約条項の設計にも直接関わります。

(2) 条項の欠落

DDP（関税込持込渡し）等の条件により売主側が輸入通関と関税負担を引き受け、実際に売主またはその指定者が関税を納付したうえで、その額を価格に転嫁し、結果として買主が経済的に負担していたとします。この場合に、事後に関税が無効となり還付が生じたとき、その還付金は誰に帰属するのでしょうか。これは、一般的な関税条項では見落とされやすい論点です。実際、米国では、IEEPA 関税の還付金の配分をめぐる紛争が、通関上の輸入者と下流の購入者との間で生じていると報じられています[26]。

インコタームズの選択によって、当事者間における輸入通関手続と関税等の費用負担の配分は定まります。しかし、各国の関税法上の納税義務者としての地位と、当事者間における経済的負担の最終的な配分とは別の問題であり、さらに、事後に関税が無効となった場合の還付金の帰属までは、インコタームズや一般的な法令変更（change in law）条項によって当然に定まるものではありません。法令変更条項は、通常、法令変更後の費用の増減を将来に向けて調整する仕組みであり、過去に納付した関税が遡って無効となる事態を想定していないためです。

(3) 条項設計への帰結

第一に、関税が事後的に無効・減額され、または還付が生じた場合における還付金の帰属と精算手続を定めることです。還付を受ける当事者（通関上の納付者）と経済的に負担した当事者とが異なる場合には、還付金の受領から一定期間内に精算する義務、精算額の算定方法、および還付手続への協力義務を定めておくことが考えられます。

第二に、価格再交渉が不調に終わった場合でも、直ちに解除とはしない仕組みとすることです。関税の法的根拠自体が短期間で入れ替わる状況では、変動のたびに再交渉を行い、不調なら解除するという構造は、取引の継続性を損ないます。暫定価格で履行を継続し、関税の帰趨が確定した時点で精算する構造の方が、このような状況には適していると考えられます。

第三に、精算の前提となる記録を残しておくことです。還付金を当事者間で配分するためには、誰

[26] 米国の法律事務所による分析において、通関上の輸入者、下流の購入者および最終需要者の間で還付金の配分をめぐる紛争が生じ、価格転嫁された関税の回復を求める集団訴訟も提起されている旨が指摘されている（Skadden, Arps, Slate, Meagher & Flom LLP、2026 年 5 月）。本稿は個別の訴訟の内容には立ち入らず、当該指摘の存在を紹介するにとどめる。

©Atsumi & Sakai 2026

が、どの輸入申告について、いくらの関税を納付し、そのうちどれだけを価格に転嫁したかを、事後に示すことができなければなりません。輸入申告ごとの納付記録と価格転嫁の算定根拠を保存し、必要に応じて相手方に提供する義務を定めておくことが考えられます。このような記録の整備も、前編・後編で述べた情報基盤の整備と同じ発想に立つものです。

6. 不可抗力・履行停止条項

(1) 条項がない場合の救済可能性

関税の変動や制裁の発動を理由として、契約に明示の条項がない場合に法律上どのような救済が得られるかは、準拠法によって大きく異なります。

大陸法系の法域では、事情変更ないしハードシップに関する明文規定を置く例があります。中国の民法典 533 条は、契約成立後、契約の基礎となる条件について、当事者が契約締結時に予見できず、商業リスクに属さない重大な変化が生じ、契約の履行を継続することが一方当事者にとって明らかに不公平である場合、不利益を受ける当事者は相手方と再交渉することができ、合理的な期間内に協議が成立しないときは、人民法院または仲裁機関に契約の変更または解除を請求することができると定めています[27]。2023 年の司法解釈は、政策の調整や市場の需給関係の異常な変動等により、当事者が締結時に予見できず商業リスクに属さない価格の騰落が生じた場合を「重大な変化」にあたるものとして例示する一方、市場取引が活発で従来から価格変動の大きいコモディティおよび株式・先物等のリスク投資型金融商品に係る契約は除外しています。また、同解釈は、当事者が事前に 533 条の適用を排除する旨を合意した場合、当該合意は無効であると定めています[28]。

もっとも、旧法下の事案を含め、関税の引上げを理由とする情勢変更の主張は、中国の裁判例においても容易には認められていません。米国産品に対する追加関税などの輸入関税の引上げを理由と

[27] 民法典 533 条 1 項「合同成立后，合同的基础条件发生了当事人在订立合同时无法预见的、不属于商业风险的重大变化，继续履行合同对于当事人一方明显不公平的，受不利影响的当事人可以与对方重新协商；在合理期限内协商不成的，当事人可以请求人民法院或者仲裁机构变更或者解除合同。」同 2 項は、人民法院または仲裁機関は事案の実情に照らし公平の原則に基づいて契約を変更または解除すべき旨を定める。

[28] 最高人民法院「关于适用〈中华人民共和国民法典〉合同编通则若干问题的解释」（法释〔2023〕13 号、2023 年 12 月 5 日施行）32 条。同条 1 項は、政策調整または市場の需給関係の異常な変動等により、当事者が締結時に予見できず商業リスクに属さない価格の騰落が生じ、履行の継続が一方当事者にとって明らかに不公平である場合を 533 条 1 項の「重大な変化」にあたるものとする一方、市場取引が活発で、従来から価格変動の大きいコモディティおよび株式・先物等のリスク投資型金融商品に係る契約を除外する。同 4 項「当事人事先约定排除民法典第五百三十三条适用的，人民法院应当认定该约定无效。」

©Atsumi & Sakai 2026

する主張について、輸入業務を営む当事者は関税率の変動を予見すべきであったこと、契約上引渡し前の税金・通関費用を一方当事者の負担とする定めがあったこと、契約締結時点で既に貿易摩擦が進行しており関税の賦課は予見可能であったことなどを理由に、情勢変更にあたらず商業リスクに属するとした例が複数見られます[29]。他方、契約締結の 3 日後に貨物代金の 25%に相当する関税の引上げが生じ、被告である売主が引上げの発効前に貨物を到着させて通関することが不可能であった事案において、追加関税の分担について協議が成立せず、双方に帰責できない事由により契約の履行が困難となったものとして、売主が前払金を返還する旨を通知した行為を解除権の行使と評価してこれを適法とし、契約の解除は売主の違約によるものではないとして、買主の損害賠償請求を退けた例もあります[30]。これらを踏まえると、中国法のもとでは、契約上のリスク配分の定めによって 533 条の適用を排除することはできないものの、その定めは、予見可能性や、当該変化が商業リスクに属するかどうかを判断する際の考慮要素にはなり得ると整理できます。いずれにせよ、明示の条項なしに救済を得ることは、予見可能性の立証の面で容易ではありません。

日本法においては、事情変更の法理は判例上認められているものの、最高裁判例はその適用に厳格な要件を求めています[31]。英米法系の法域における frustration の法理についても、費用の増加のみを理由とする適用は極めて限定的です。英国の裁判例は、不可抗力条項についても、契約の採算や履行の容易さに影響する経済的・市場的な事情の変化は、そのような事情を含むものと解釈でき

[29] 包頭市中級人民法院（2023）内 02 民终 1704 号民事判決（米国産鋼管への 15%の追加関税につき、輸入業者は税率の変動を予見すべきであり、契約上引渡し前の税金を売主負担とする定めがあり、かつ追加関税後に締結した補充契約でも再合意していないことなどから情勢変更にあたらないとした）、安徽省高級人民法院（2020）皖民申 5023 号民事裁定（輸入されるベトナム産の長粒種のもち米（籼糯米）の売買に関し、コメに係る関税率の引上げが問題となった事案につき、長期にわたり輸入業務を営む当事者には政策を了知し予期する余地があり、調整後の市場価格も大幅には上昇していないとして情勢変更を否定した）、四川自由貿易試験区人民法院（2019）川 0193 民初 10989 号民事判決（米国産アルファルファに対する追加関税につき、契約締結時点で既に米中間の関税措置が相次いでおり予見不可能とはいえず、契約上通関費用を買主負担としていたことも踏まえ、不可抗力にも情勢変更にもあたらないとした）。

[30] 北京市朝陽区人民法院（2019）京 0105 民初 31831 号民事判決。契約締結の 3 日後に貨物代金の 25%に相当する追加関税の引上げが発効し、米国からの海上輸送に要する期間を踏まえると、被告が発効前に通関を完了することは不可能であった事案において、双方に帰責できない事由により契約の履行が困難となったものとし、被告が関税負担について協議したものの合意に至らず前払金を返還したことは違約にあたらないとしたうえで、被告の通知を実質的な解除権の行使と評価し、これに法的根拠があるとして契約は解除されたとした。適用条文は旧契約法 8 条であり、同判決は情勢変更を明示せず、旧契約法司法解釈（二）26 条も引用していない。したがって、同判決は、裁判所が現在の民法典 533 条に相当する情勢変更の法理に基づいて契約を変更または解除した事案ではなく、急激な関税変更のもとで不履行を違約と評価しなかった例として位置づけられる。公開資料上、同判決に対する控訴審の裁判例は確認できないが、当事者が控訴せず確定したことを直接裏付ける公的資料も確認できていない。

[31] 最判平成 9 年 7 月 1 日民集 51 巻 6 号 2452 頁は、事情変更の原則の適用要件として、契約締結後の事情の変更が当事者にとって予見することができず、かつ当事者の責めに帰することのできない事由によって生じたものであることを要するとしたうえ、当該事案についてはその適用を否定している。

©Atsumi & Sakai 2026

ない限り不可抗力にはあたらないとしています[32]。

(2) CISG 第 79 条は価格調整・再交渉の代わりにならないこと

国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）が適用される契約であっても、同条約 79 条が価格調整や再交渉の仕組みの代わりになるわけではありません。同条は、当事者の支配を超える障害（impediment）による不履行について損害賠償責任を免除するものであり、同条のいう障害は物理的・法的な不能に明示的に限定されているわけではないため、要件を満たせば、同条に基づき損害賠償責任の免除を主張し得ます。しかし、同条 5 項が明らかにするとおり、この免責は損害賠償以外の権利（履行請求、解除等）の行使を妨げるものではなく[33]、また、CISG 自体は契約の再交渉や価格改定に関する一般的な仕組みを設けていません。すなわち、79 条は費用の増加を理由とする価格調整や再交渉の権利を与えるものではないため、こうした仕組みを予測可能な形で確保するには、CISG が適用される契約においても、ハードシップ条項を明示的に設けることが重要になります。

(3) 条項設計への帰結

第一に、解除以外の出口を設けることです。関税や制裁の変動は、多くの場合、一時的または部分的なものであり、契約関係を終了させることが当事者双方にとって最善の解決とは限りません。履行および支払の一時停止、代替調達のための期間、停止期間の上限とその経過後の処理といった中間的な措置を定めておくことが考えられます。

第二に、輸出許可の不発給または遅延を独立の救済事由とし、許可取得義務の性質を明確にすることです。米中双方の輸出管理措置のもとでは、許可の要否だけでなく、許可審査の期間や結果の予測が困難になっています。許可が得られない場合にどちらの当事者がどの範囲で責任を負うのか、許可取得義務が最善努力義務（best efforts）なのか結果債務（absolute）なのかを明確にしておかなければ、許可の遅延が生じた時点で紛争になります。

第三に、不可抗力・履行停止条項の対象事由として、政府の行為（act of government）に加えて、契約当事者以外の者に規制が及ぶ事態を明示的に列挙することです。既刊で述べたとおり、米

[32] Tandrin Aviation Holdings Ltd v Aero Toy Store LLC [2010] EWHC 40 (Comm)（2010 年 1 月 19 日）。航空機の買主が、世界的な金融危機による資金調達の困難を理由に不可抗力条項を援用して受領を拒んだ事案において、裁判所は、契約の採算または履行の容易さに影響する経済的・市場的な事情の変化は英国法上不可抗力とは扱われないとし、当該条項がそのような事情を含むと解釈できることの立証責任は援用する側にあるとして、買主の主張を退けた（判決 40 項、48 項、51 項）。

[33] CISG 第 79 条 1 項および 5 項。同条 5 項「この条の規定は、当事者が損害賠償の請求をする権利以外のこの条約に基づく権利を行使することを妨げない。」

©Atsumi & Sakai 2026

国側では取引先の所有構造に基づいて、中国側では製品・技術の来歴と最終需要者・最終用途に基づいて、規制の対象は、契約当事者が把握・制御できない事情によって変動し得ます。リスクは、契約相手方が規制の対象となる場合だけでなく、売主の供給者が規制の対象となる場合や、契約の目的物自体が米中いずれかの輸出管理の対象となる場合にも生じます。もっとも、第三者の行為一般を対象事由に含めると、通常の供給者の債務不履行まで免責事由となりかねません。列挙する事由は、規制に起因するものに限定しておくことが適当と考えられます。

第四に、制裁によって決済が妨げられる事態について、代替の決済方法と条項の時的適用範囲を明示しておくことです。英国最高裁判所は 2024 年、傭船者の親会社が米国の制裁対象に指定され、契約で定められた米ドル建ての運賃支払に遅延が見込まれた事案において、傭船者がユーロでの支払と換算費用の負担を申し出ていたとしても、船主は不可抗力条項を援用することができると判断しました。同裁判所は、不可抗力条項に付された合理的努力義務は契約所定の履行を維持するためのものであり、その旨の明確な定めがない限り、相手方から申し出られた契約と異なる履行を受け入れることまで求めるものではないとしています[34]。この事案では、親会社による過半数所有を通じて制裁の影響が傭船者にも及んでおり、前編で述べた所有構造に基づく規制の波及が、契約の履行に直結した例でもあります。また、英国の高等法院は 2023 年、売買代金の支払が問題となった事案において、制裁条項の発動事由である契約上定義された制裁の変更が、関連する義務を引き受けた日より後に生じていないとして、同条項による支払の停止を認めませんでした。不可抗力の抗弁についても、買主らに支払うための外貨がないという事情は不可抗力事由にあたらないとして退けており、既に発生した支払債務に不可抗力条項がそもそも適用されるかについては判断を留保しています[35]。制裁による決済障害に備えるのであれば、代替通貨、代替口座、換算の方法と費用負

[34] RTI Ltd v MUR Shipping BV [2024] UKSC 18（2024 年 5 月 15 日）。ボーキサイトの運送に係る数量契約（contract of affreightment）において、運賃は米ドル建てとされていた。2018 年 4 月、傭船者の親会社が米国の制裁対象に指定され、傭船者は過半数所有子会社として同様の制限を受けることとなった。船主は、米ドル建ての支払が制裁により妨げられるとして不可抗力を通知し配船を停止したが、傭船者はこれを争い、ユーロでの支払と換算費用の負担を申し出た。仲裁廷は、ユーロでの支払の受入れが合理的努力の範囲に含まれるとして船主の不可抗力の主張を退けた。商事法廷はこれを覆して船主の主張を認めたが、控訴院は多数意見で再び傭船者の主張を容れた（Arnold 裁判官は反対意見）。最高裁判所は全員一致で、合理的努力義務は契約上の履行を維持するためのものであって異なる履行を代替させるためのものではないとし（判決 36 項から 40 項、44 項および 102 項）、その旨の明確な文言がない限り契約と異なる履行を受け入れる義務はないとして、船主の不可抗力の援用を認めた。同裁判所は、明確な文言は明示によるか必然的な黙示によるかを問わないとしている。

[35] Litasco SA v Der Mond Oil and Gas Africa SA and another [2023] EWHC 2866 (Comm)。原油の売買契約およびその支払の繰延べに関する合意のもとで、買主が、銀行による送金の拒絶を理由とする不可抗力と、売主側に対する制裁を理由とする制裁条項の適用を主張して残代金の支払を拒んだ事案において、裁判所は、不可抗力の抗弁について、実情は買主らに支払うための外貨がないというものであって、支払の可能な資金の送金が銀行システムの困難により阻害されたものではないとし、外貨の不足は不可抗力事由にあたらないとして、事実関係においてこれを退けた（判

©Atsumi & Sakai 2026

担、および代替決済を受け入れる義務の有無を定めるとともに、条項が契約締結時に既に存在する制裁にも適用されるのか、また、その効果が既に発生した債務にも及ぶのかを明確にしておく必要があります。

7. 条項設計の要点

以上の検討を、条項設計の要点として整理します。条文案そのものではなく、設計にあたって確認すべき事項を列挙するものです。

(1) 発動事由・時的範囲の特定　関税（tariffs, customs duties）、アンチダンピング税・相殺関税、数量制限、禁輸、輸出管理、制裁、法令変更を列挙し、一般語に委ねない。契約締結時に既に存在する措置を含むか、また、条項の効果が既に発生した債務にも及ぶかを定める（6(3)）。

(2) アンチダンピング税の除外　アンチダンピング税（および同一貨物がアンチダンピング税・相殺関税双方の命令の対象となる場合の相殺関税）を、輸出者・生産者が負担・補填する対象から明示的に除外する（3(2)～(4)）。

(3) 閾値と基準値の客観化　発動の閾値を、契約金額に対する比率等の検証可能な数値で定め、比較の基準となる時点と基準値を特定する（3(5)）。

(4) 効果の特定　価格調整、再交渉、一時停止、解除のいずれを効果とするか、価格調整の場合の決定方法（第三者専門家、仲裁）まで定める（3(5)）。

(5) 還付の帰属と精算　関税が事後的に無効・減額され、または還付が生じた場合の還付金の帰属、精算手続、協力義務を定め、その前提となる納付記録と価格転嫁の算定根拠を保存する（5(3)）。

(6) 中断メカニズム　解除以外の出口として、履行および支払の一時停止、代替調達期間、停止期間の上限を定める（5(3)、6(3)）。

決 37 項から 40 項）。制裁条項については、発動事由である契約上定義された制裁の変更（Sanctions Changes）が関連する義務を引き受けた日より後に生じることを要するとし、本件では支払の繰延べに関する合意の効力発生日である 2022 年 11 月 7 日より後の制裁の変更が指摘されていないとして、同条項に基づく抗弁を退けた（判決 49 項、50 項）。また、既に発生した支払債務に不可抗力条項がそもそも適用されるかについては、この点の主張を聴いていないとの留保を付しつつ、停止または解除前に発生した金銭債務の全額の支払を免れない旨の契約上の定めが働くとの見方を示している（判決 41 項から 43 項）。以上により、売主の略式判決の申立てが認められた。

©Atsumi & Sakai 2026

(7) 輸出許可　許可の不発給・遅延を独立の救済事由とし、取得義務の性質を明確にする（6(3)）。

(8) 決済の代替手段　制裁により契約通貨での決済が困難となる場合に備え、代替通貨・代替口座・換算の方法と費用負担、および代替決済を受け入れる義務の有無を定める（6(3)）。

(9) 制裁の板挟みを前提とした損失分担　遵守義務を定めるだけでなく、一方の法域の法令を遵守する行為が他方の法域で違法となる場合の損失分担、履行停止後の物品の処理、および準拠法条項との整合を定める。標準約款に盛り込む場合には提示・説明義務を履行し、重要条項について個別確認の記録を残す。内部方針のみに依拠しない。損失分担・補償の合意についても、適用される強制性規定や公序との関係で、その有効性と執行可能性を確認する（4(5)）。

8. おわりに

前編・後編では、米国側では取引先の所有構造を、中国側では製品・技術の来歴と最終需要者・最終用途を、それぞれ可視化する情報基盤の整備を論じました。本稿で検討した条項設計は、こうした情報基盤を前提としています。取引先の所有構造や部材の原産地・由来は、契約上の情報提供義務と通知義務がなければ把握できず、他方、取得した情報に基づいて履行を停止し、または価格を調整するためには、その要件と効果を契約に定めておかなければならないためです。

米中双方の停止措置については、9 月の経貿協議を経て、米国財務長官と中国商務部がいずれも 2027 年 1 月 10 日までの延長に言及したものの、本稿の執筆時点では各措置の法的な停止期間を変更する実施文書は確認できておらず、Affiliates Rule の停止期間は規則上 2026 年 11 月 9 日までのままです。しかし、延長、内容の修正、適用の開始または再開のいずれが生じた場合であっても、関税の法的根拠が短期間で入れ替わり、制裁の対象と範囲が変動する状況自体は続くと考えられます。本稿で述べた条項の見直しは、特定の日付に向けた対応ではなく、この状況のもとで契約関係を維持するための基礎として位置づけられるべきものです。

なお、本稿では紛争解決条項の設計（多段階条項の順序、関連契約の紛争の併合、執行可能性からの逆算）には立ち入りませんでした。制裁の板挟みが生じる取引においては、どの法域で紛争を解決し、その結果をどの法域で執行するかが条項の実効性を左右します。この点は今後の課題とします。

©Atsumi & Sakai 2026

執筆者

弁護士　落合孝文（シニアパートナー、第二東京弁護士会）
Email: takafumi.ochiai@aplaw.jp

弁護士　大門由佳（パートナー、第一東京弁護士会）
Email: yuka.daimon@aplaw.jp

中華人民共和国弁護士*　徐楊（アソシエイト）
Email: yang.xu@aplaw.jp

※但し、外国法事務弁護士の登録はありません。

お問い合わせ先

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業　Emerging Industries チーム
Email: cpg_emergingindustries@aplaw.jp

当事務所のニューズレターをご希望の方はニューズレター配信申込フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらよりご覧いただけます。

このニューズレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニューズレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニューズレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニューズレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニューズレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office
〒100-0011 東京都千代田区
内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）

大阪提携オフィス |
Osaka Affiliate Office
（A&S 大阪法律事務所）
〒530-0005 大阪府大阪市北区
中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16 階

福岡提携オフィス |
Fukuoka Affiliate Office
（A&S 福岡法律事務所）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2 丁目 12-1　天神ビル 10 階

ニューヨーク提携オフィス |
New York Affiliate Office
1120 Avenue of the Americas,
4th Floor
New York, New York 10036

ロンドンオフィス | London Office
85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom

フランクフルト提携オフィス |
Frankfurt Affiliate Office
Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325
Frankfurt am Main, Germany

ブリュッセルオフィス |
Brussels Office
CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium

ホーチミンオフィス |
Ho Chi Minh Office
10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam

©Atsumi & Sakai 2026